

一般入学者選抜における特別受検に係る手順

各公所の対応者は、原則として次のとおりとすること。

【中学校】副校長

【市立高等学校】副校長

【市教育委員会】学校教育課担当指導主事（入試担当）

1 事前相談

- (1) 中学校は、事前に志願者及び保護者に次の点について確認した上で、盛岡市立高等学校に相談を行う。
 - ・志願者の病気や視覚、聴覚、身体等の障がいの状況
 - ・希望する特別受検の具体的内容
- (2) 盛岡市立高等学校は、中学校からの相談内容を確認し、盛岡市教育委員会に報告する。あわせて、特別受検の対応が可能か検討を行う。
- (3) 留意点
 - ア 必要に応じて、書面による情報提供、面談による相談も行うこと。
 - イ 今後の手続きが円滑に行われるように、できるだけ綿密に連絡をとり、必要に応じて盛岡市教育委員会と連携を図ること。

2 特別受検願等の提出

- (1) 中学校は、調査書等の提出期間に、次の書類を盛岡市立高等学校に提出する。（実施要項 P. 10）
 - ・特別受検願（様式：般4）
 - ・事由を証明する書類（医師の診断書等（※））

※ 医師の診断書以外を、事由を証明する書類とする場合には、予め盛岡市教育委員会に問い合わせて確認すること（事由を証明する書類として認められず、特別受検が認められない場合もあること）。
- (2) 盛岡市立高等学校は、盛岡市教育委員会に提出書類の写しを提出する。

3 対応の決定

- (1) 盛岡市立高等学校は、盛岡市教育委員会が上記2（2）の書類等により検討・決定した対応について中学校に通知する。
- (2) 中学校は、志願者及び保護者に申請のあった対応の可否や内容について連絡する。

4 検査前日の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ罹患等で別室での受検を希望する場合

- (1) できるだけ速やかに特別受検願及び医師の診断書を提出する。
- (2) 別室での受検以外に通常の受検から変更がない場合は、盛岡市立高等学校長の判断で認めても構わない。

5 入院加療中のために病院内での受検を希望する場合

- (1) 上記1～3とあわせて、盛岡市立高等学校から当該病院に対応を依頼し、承諾を得た上で実施する。 ※ 相談の段階で、盛岡市教育委員会に報告すること。
- (2) 実施にあたっては、盛岡市立高等学校が実施計画書（検査時程、監督割等）を作成し、上記2（2）の書類とあわせて、盛岡市教育委員会事務局学校教育課長宛て提出する。